

## 宮城県中小企業融資制度要綱等改正の要点 (令和4年4月1日施行)

### 1. みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間の延長

「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限の延長に伴い、みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間を令和5年3月31日まで延長する。(当該資金利用者で直接被害のあった事業者に対する利子補給も継続)

### 2. 災害復旧対策資金(一般枠)の災害として東日本大震災を引続き指定

「災害関係保証」の適用期限の延長に伴い、当該資金の取扱(指定)期間を令和5年3月31日まで延長する。

### 3. 制度融資資金条件変更措置実施要綱の改正

既往債務の融資条件の変更措置について、1年間延長する。

### 4. 各要綱・要領様式にかかる押印の見直し

内閣府による『地方公共団体における押印見直しマニュアル』に基づき、次の要綱様式及び要領様式にかかる押印箇所を削除する。

- ・宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱
- ・宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱
- ・宮城県環境安全管理対策資金融資制度要綱
- ・宮城県小口事業資金融資制度要綱
- ・宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領
- ・宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領